大阪府男女共同参画審議会「ＤＶ防止基本計画」検討部会　第2回会議

開催日時：令和３年１０月６日　水曜日　午後５時００分から午後６時３０分

場所：ウェブ会議

※事務局：大阪府立男女共同参画・青少年センター３階

出席委員：佐保　美奈子　　大阪府立大学看護学類准教授

濱田　智崇　　　京都橘大学健康科学部准教授

福田　公教　　　関西大学人間健康学部准教授

古川　定子　　　日本労働組合総連合会大阪府連合会　女性委員会委員長

三成　美保　　　奈良女子大学研究院生活環境科学系生活文化学領域教授

会議の概要

１　開会　男女参画・府民協働課長挨拶

２　議事

　（１）大阪府における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について

　　　■事務局より説明

　 主な意見等（○：委員、●：事務局）

〇委員）答申案では暴力の種類として、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力と３つ挙がっているが、性的暴力は、女性に対する暴力において最たるものだと考えられるにも関わらず、まったく言及されていない。基本方針５「子どもの安全・安心の確保」で、子どもに対する虐待や暴力の中には、望まない妊娠、若年妊娠も含まれる。性に関する暴力の防止についても含めてもらいたい。

〇委員）デートDVへの対応についてもう少しクローズアップして記述した方が良いと思う。答申の概要の基本方針１「DVを許さない府民意識の醸成」の要旨として、若年層へ向けた予防教育と記述しているが、ここにデートDVについて明記して、デートDVへの対策が社会的に非常に重要になっていることを示す必要がある。

　　　　また、基本方針１は啓発について述べられているが、啓発の対象が一般向けなのか若年層向けなのか、また人権侵害に対する啓発とDVに対する啓発では内容が異なってくると思うので、その点に留意して取りまとめていただきたい。

〇委員）基本方針５「子どもの安全・安心の確保」において学習支援について言及しているが、文部科学省も内閣府も幼い時期からの性教育の重要性について述べている。性教育についての記載も追加いただければと思う。

〇委員）性教育についての記載を追加するのは良いと思う。また基本方針のタイトルを「子どもの安全・安心の確保」ではなく、「子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実」とした方が良い。さらに安全を確保した後の具体的な支援方法も内容に盛り込んでいただきたい。一時保護されているかどうかに関わらず、DV被害の子どもへの様々なサポート体制があれば良いと思う。

〇委員）ここまでをまとめると、基本方針１「DVを許さない府民意識の醸成」においてDVが人権侵害であることやデートDVについて概要版にも記述する必要がある。また府民や若年層など啓発の対象をより明確にすべきである。また、基本方針５「子どもの安全・安心の確保」では「子ども安全確保と支援体制の充実」として一括りで述べられているが、それぞれ「子どもの安全確保」と「支援体制の充実」に項目を２つに分けて記載する方が分かりやすい。また、基本方針５「子どもの安全・安心の確保」では児童虐待に関する内容となっているが、性教育やデートDV等の意識啓発についての取組を記載する必要がある。基本方針１「DVを許さない府民意識の醸成」にある若年層への意識啓発を５「子どもの安全・安心の確保」に移動して加筆する等、見直していただきたい。

　 ●事務）デートDVについてはリーフレットでの啓発を実施しているところ。また性暴力についてもDV防止法の改正に向け、身体的暴力と同等のものとして取り扱われる方向で議論されている。性暴力や性に関する教育を答申案の中にしっかり盛り込んでいきたい。

　 〇委員）答申案９頁の保護命令の状況を見ると、大阪も含めて全国的に件数が減少傾向にある理由はどういうものか。明記するべきではないか。

　 ●事務）減少理由は不明。ただ保護命令の申し立てには詳細な内容の記述を要することや、記述内容が加害者側に伝わり、更なる被害につながった事例もあるため、そのような申し立てに係る負担やリスクが影響していることが考えられる。

〇委員）DVの相談件数が増加する一方で、救済の手段である保護命令の件数が減少するというのは重大な問題が潜在化していると考えられるので、原因究明も含めて検討する旨、記載をしてはいかがか。

　 〇委員）答申案１７頁の府民意識調査結果の交際相手からの暴力（デートDV）を受けた経験について、調査項目に性暴力の内容を具体的に記述すべきである。次回調査はいつ実施するのか。

●事務）５年ごとの実施としているため、次回は令和６年実施予定。

　 〇委員）このような調査において調査項目を大きく変更することは、経年変化を分析していく観点から好ましくないが、調査項目をより具体化することは、調査をすると同時に、教育・啓発的な効果が見込まれるため検討いただだければと思う。

　 〇委員）三点意見がある。まず、答申案２７頁の被害者の状況に配慮した相談機能の充実について、市町村連携に合わせて地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターとの連携も記載いただければと思う。

　　　　　 二点目に、答申案２８頁に一時保護についての記載があり、ここでも一時保護件数が減少傾向にあることが述べられているが、保護が減少していることの評価や保護を必要としている人が保護されやすい環境の整備について記載していただければと思う。

　　　　　 三点目に、答申案３０頁の子どもの安全確保の記述の中で、DVを発見しやすい立場にある者として、「教育関係者など」としているが、「教育・保育関係者」というように保育関係者を明記していただきたいと思う。

　 〇委員）一時保護や保護命令の減少傾向について、早期の段階での相談により解決に結びついたと検証できれば相談の効果を立証できる。どの段階での相談が増えているのか検証できれば良いと思う。また答申案２７頁に男性相談マニュアルについて記載いただいている。これはどちらかというと成人男性への対応についてのものであるが、若年男性についても、性教育やDVに関する意識啓発だけでなく、男性の持つ攻撃性のコントロール、女性との関わり方に関する教育等の対応が必要と感じた。

　 〇委員）本日いただいた意見を事務局にて整理し、審議会に向けて答申案を再度取りまとめていただければと思う。

　 ●事務）いただいたご意見のうち、一時保護・保護命令の件数が減少している理由について、保護命令等についての手続きが煩雑で、かつ手続きしてもメリットが少ないといった制度の使いづらさが指摘されている状況。法改正に向けた議論が途中段階の中で、答申としてどこまで記述するか難しいところもあるが、本日いただいた意見について反映し、次回審議会にお示しする。

（２）その他

■事務局より次回以降のスケジュール連絡

３　閉会　男女参画・府民協働課長挨拶

以上。